

## 平成21年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出分）

合計21件（予算議案2件・条例議案4件・一般議案1件・人事議案14件）

### 予算議案

議案第64号・議案第65号

（内容）

- ・平成20年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）
- ・平成20年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

### 条例議案

議案第66号 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（所管課所・総務局人事部給与課）

平成20年さいたま市人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 初任給調整手当の増額
  - ・初任給調整手当の支給限度額を21万6,000円から30万6,000円に引き上げるもの。
- 2 時間外勤務手当に係る規定の整備
  - ・勤務時間の短縮に伴い、短時間勤務職員に対する時間外勤務手当に係る規定の整備を行うもの。

（施行期日）平成21年4月1日等

議案第67号 さいたま市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について  
（所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課）

介護従事者の処遇改善のための介護報酬の増額に伴う介護保険料の改定に対し、その急激な上昇の抑制を図るために、基金を設置するもの。

（内容）

- 1 積立て
  - ・基金として積み立てる額は、国から交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするもの。
- 2 繰替運用
  - ・財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。
- 3 処分
  - ・基金は、次のいずれかに該当する場合に限り、処分することができることとするもの。
    - ア 介護保険料率の特例措置（介護報酬の改定に伴う介護保険料の増額を軽減する措置）をとるための財源に充てる場合
    - イ アの措置に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収のためのシステム整備その他特例措置の円滑な実施のための準備等に要する費用の財源に充てる場合
- 4 条例の失効
  - ・この条例は、平成24年3月28日限りで効力を失うこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第68号 さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正
  - ・ 支給の対象としない者に小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者を加えるもの。
- 2 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正
  - ・ 乳幼児及び児童から小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者を除外するもの。
- 3 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正
  - (1) 養育者から小規模住居型児童養育事業を行う者を除外するもの。
  - (2) 支給の対象としない者に小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている者を加えるもの。
- 4 さいたま市国民健康保険条例の一部改正
  - ・ 被保険者とし不在者に、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童を加えるもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第69号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

3年ごとの介護保険料の見直し、平成18年度からの激変緩和措置の終了、介護従事者の処遇の改善のための介護報酬の増額等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 保険料率の改定
  - ・ 平成21年度から平成23年度までの保険料率について、課税世帯に係る所得に応じた区分を細分化したうえで改定し、かつ、介護報酬の増額に伴う保険料率の上昇分を抑制するための特例を設けるもの。

区 分		改定前	改定後	特例適用後
(1)	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	20,639円	21,443円	21,146円
(2)	市町村民税世帯非課税(年金収入と所得金額の合計が80万円以下)	26,372円	26,685円	26,316円
(3)	市町村民税世帯非課税(年金収入と所得金額の合計が80万円超)	29,812円	30,974円	30,545円
(4)	市町村民税個人非課税	45,864円	47,652円	46,992円
改定前	(5) 所得125万円未満	59,624円	52,417円	51,691円
(5)	(6) 所得125万円以上200万円未満		61,948円	61,090円
改定前	(7) 所得200万円以上350万円未満	71,090円	73,861円	72,838円
(6)	(8) 所得350万円以上500万円未満		76,243円	75,187円
改定前	(9) 所得500万円以上	80,262円	85,774円	84,586円
(7)				

- 2 税制改正に伴う保険料率の特例

- 平成17年の税制改正によって従前の市町村民税世帯非課税区分から市町村民税個人非課税区分になった者（年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の者に限る。）に対して、保険料率を軽減する特例を設けるもの。

区 分	改定後	特例適用後
(4) 市町村民税個人非課税	40,504 円	39,943 円

（施行期日） 平成21年4月1日

#### 一般議案

議案第70号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について  
（所管課所・建設局土木部道路計画課）

道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、同条第7項の規定において準用する同条第3項及び第4項の規定により同意することの議決を求めるもの。

（内容）

##### 1 ETC曜日別時間帯別割引の割引率の変更

(1) 月曜日から土曜日までの早朝及び深夜のETC割引の割引率

- ・ 10パーセントから20パーセントに変更

(2) 日曜日及び祝日のETC割引の割引率

- ・ 10パーセントから20パーセント（平成23年3月31日までは30パーセント）に変更

##### 2 ETC契約単位割引の新設

- ・ 月間利用金額が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間利用平均額が5,000円を超える契約者に対する5パーセントの割引率の適用

##### 3 対距離料金の実施期日の変更

- ・ 平成20年度から平成23年度以降に変更

#### 人事議案

議案第71号～議案第84号

（内容）

- ・ 固定資産評価審査委員会委員の選任について 3件
- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について 3件
- ・ 埼玉県公安委員会委員の推薦について 1件
- ・ 土地利用審査会委員の任命について 7件